地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）交付要綱　別紙２－２

第１　標準事業（ハード事業）における交付対象経費の取扱い

次の表の左欄に掲げる経費については原則として交付対象外とするが、同表の右欄に掲げる経費については対象とすることができる。

対象外経費	例外的に対象とすることができる経費
１　事務費、調査費及び設計監督費	地盤調査及び設計監督の外部委託費
２　施設撤去費	別紙２－１の第１の３で対象とする改修事業に関連して必然的に発生し、整備する施設の工事に直接関わる経費
３　造成費（整地費を含む。）	グランド又は公園等の整備事業において、事業の本体的な部分となっている造成費
４　用地取得費	－
５　備品購入費	(1) 医療機器、テレビ難視聴解消施設の送受信機器、農業振興施設等整備事業及び漁業振興設備等整備事業で購入する備品であって、単価が 20 万円以上のもの (2) 建設事業と一体として整備される備品で建設される施設等と一体不可分な機能を有するものの購入費（単価が 20 万円以上であって、かつ耐用年数が５年以上のものに限る。）
６　その他局長が不適当と認める経費	－

第２　標準事業（ソフト事業）における交付対象経費の取扱い

次の表の左欄に掲げる経費については原則として交付対象外とするが、同表の右欄に掲げる経費については対象とすることができる。

対象外経費	例外的に対象とすることができる経費
１　賃金及び職員費	ソフト系事業の実施に必要不可欠な人員等を一時的に雇用するために要する経費
２　食糧費	－
３　備品購入費	(1) 事業の実施に必要不可欠な備品に要する経費と認められる場合（当該事業の交付対象経費の５分の１を限度とする。） (2) 地域防災力強化事業（防災備蓄計画等に基づく備蓄品・備品購入事業及び自主防災組織創設・活性化事業に限る。）における備品購入費 (3) 権限移譲推進事業における備品購入費
４　用地取得費	－
５　工事請負費	事業に直接要する経費で最低限必要と認められる場合（既存施設の改装経費で、単なる維持補修を目的とするものを除く。）
６　その他局長が不適当と認める経費	－